

糸島市補助金設計書

所管課 子育て支援課

補助金名称	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金
区分	⑤その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	糸島市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱

【長期総合計画体系】

基本目標4_健康で安心して暮らせるまちづくり

政策2_健康・医療の充実

施策①_市民の健康管理体制の充実

1 補助の目的

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期予防接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該接種費用の一部または全部を助成することで、公平性の担保及び市民の経済的負担を軽減することを目的とする。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

【補助対象者】

市内に住民登録を有し、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたもの

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】 % 又は 分の

【補助限度額】 1回あたり17,069円(委託料
単価)

【積算根拠ほか】

※領収書紛失等任意接種費用の証明ができない場合は一律13,000円/回

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 5 年度 まで